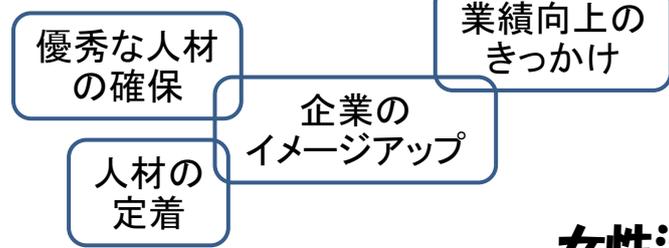


事業主の皆さまへ



第一歩として、女性の活躍推進に取り組みませんか？
事業主行動計画の策定・公表など取組を進めましょう。
働きやすい職場づくりを！



女性活躍推進法

自らの意思によって職業生活を営もうとする女性の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために法律が制定されました。

法律により、国や地方公共団体、民間事業主に、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表などが義務付けられ、社会全体で女性の活躍を推進していきます。

★法改正されました 2019(令和元)年6月5日公布

★従業員数101人以上の事業主の皆さまへ ☆2022(令和4)年4月1日から

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

※改正前は従業員数300人以下の事業主は努力義務となっています。

★従業員数301人以上の事業主の皆さまへ ☆2020(令和2)年4月1日から

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- の各区分から1項目以上公表する必要があります。

詳しくは [女性活躍推進法特集ページ](#) [検索](#)

取組や姿勢のアピールに

●えるぼし認定

一般事業主行動計画の策定、届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定が受けられます。

- ・認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使え、企業PRが可能
- ・公共調達における加点評価や日本政策金融公庫の低利融資あり

○認定基準などについては [女性活躍推進法特集ページ](#) [検索](#)

★特に優良な事業主への
特例認定制度
「プラチナえるぼし」認定が
創設されました



●群馬県いきいきGカンパニー認証制度

～群馬の企業の働きやすさをPR！～

育児介護休業制度の利用促進、女性の活躍推進、従業員の家庭教育の推進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を認証（ベーシック認証・ゴールド認証）し、応援しています。

- ・県ホームページ等に公表することで企業のイメージアップ
- ・県発注の公共工事や入札参加資格での加点や金融機関からの低利融資制度あり
- ・女性の活躍やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供も受けられます。
- ・職場で実施する家庭教育研修会などへの講師を派遣

○認証の要件などについては [群馬県 いきいきGカンパニー](#) [検索](#)

- 沼田市内の事業所
(R2年12月末現在)
- ゴールド認証5か所
 - ・社会福祉法人桔梗会
 - ・利根保健生活協同組合
 - ・小田原緑化開発株式会社
 - ・株式会社千吉良電気工事
 - ・社会福祉法人 恵会
- ベーシック認証24か所

群馬県労働政策課 ☎027-226-3404へ

<裏面に続きます>

●くるみん認定・プラチナくるみん認定

少子化の進行に対応し、次代を担う子どもたちの健全な育成を支援するための次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、企業の皆さんも一般事業主行動計画を策定することとなっています（100人以下は努力義務）。

計画を策定した企業のうち、目標を達成し一定基準を満たした企業は申請により「子育てサポート企業」として「くるみん認定」「プラチナくるみん（特例認定）」を受けられます。

- ・認定マーク「くるみん」または特例認定マーク「プラチナくるみん」を商品や広告、名刺、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPR
- ・税制優遇措置（くるみん税制）や公共調達による加点評価が受けられます。

○詳しくは

- 沼田市内の事業所（R2年12月末現在）
- くるみん認定3か所
 - ・ 社会福祉法人桔梗会
 - ・ 医療法人大誠会
 - ・ 利根保健生活協同組合



取組のために利用してみませんか？

★沼田市ママ・パパの子育てを応援する企業奨励金

男性の育児参加の促進と女性の活躍を推進し、安定した雇用を創出するため、育児休業等を取得した労働者を雇用する中小企業者（常時雇用300人以下）に奨励金を交付します。



★ママ・主婦等の働きたい！を応援する就職面接会

結婚や子育てなどで退職した女性等に職業生活においても活躍していただくため市内企業との面接会をハローワークと共同で開催し、再就職を応援しています。

新たな人材確保の機会を作りませんか。

※毎年2月に開催



★対象や申請方法など、詳しいことは
産業振興課商工振興係 ☎23-2111 内線5005へ

★沼田市特定求職者雇用企業奨励金

国の特定就職困難者雇用開発助成金を活用して、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する中小企業に対して、市からも奨励金を交付しています。

★沼田市トライアル雇用企業奨励金

国の試行雇用奨励金を活用して、若年者等、中高年齢者、障害者を3か月間試行的に雇用する中小企業者に対して、市からも奨励金を交付しています。

○ メモ

「ワーク・ライフ・バランス」



「仕事と家庭の調和」のことでそれぞれの人が仕事と家庭生活や個人の趣味・地域活動などが充実していて、バランスのとれた生活のことです。

そのためには各事業所でも、ノー残業デーを設けるなど長時間労働の見直しやフレックスタイムなど多様な働き方を検討してみませんか。

★沼田市のホームページでも紹介しています。

★企業奨励金・就職面接会についての問合せは

沼田市役所 産業振興課 商工振興係
〒378-8501 沼田市下之町 888
TEL 0278-23-2111 内線 5005

○その他の問合せは

沼田市役所 市民協働課 協働推進係
〒378-8501 沼田市下之町 888
TEL 0278-23-2111 内線 3052

E-mail: numatanchi@ia5.itkeeper.ne.jp